



## 税金あれこれ(54) 「扶養親族等の数」に入る配偶者の改正

平成 30 年 1 月以後の給与所得の源泉徴収に際して、「扶養親族等の数」に入る配偶者の改正が行われました。

従来「扶養親族等の数」に入る配偶者（「控除対象配偶者」）については、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得が 38 万円以下（給与収入が 103 万円以下）のものに限られていました。つまり居住者自身の所得金額にはなんら制限はありませんでした。

今回の改正により、「扶養親族等の数」に入る配偶者は、従来の「控除対象配偶者」に代えて「源泉控除対象配偶者」に該当するものとされました。

この「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下、つまり給与収入が 1,120 万円以下）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得が 85 万円以下（給与収入が 150 万円以下）であるものをいいます。

つまり高所得者の配偶者控除が制限されることになりましたが、代わりに、合計所得が 38 万円（給与収入が 103 万円）を超えるため、従来の「控除対象配偶者」に該当しない配偶者であっても合計所得が 85 万円（給与収入が 150 万円）以下であれば、「源泉控除対象配偶者」として「扶養親族等の数」に入れられることとなりました。

高税理士事務所 崔 正博

## 燃料カードの価格表【2017年11月分】

### AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	124円
ハイオク	134円
軽油	104円

【価格は税抜】

### ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	130.5円
ハイオク	140.5円
軽油	108.5円

【価格は税抜】

### 全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOS ウイング)
レギュラー	125.5～127.5円	125.5～127.5円	125.5～127.5円
ハイオク	135.4～137.4円	135.4～137.4円	135.4～137.4円
軽油	105.7～107.7円	105.7～107.7円	105.7～107.7円

【価格は税抜】